

# パートナリー委員会ニュース

2020年



毎日頑張って働いている組合員の皆さんにもっと組合や仲間のことを知ってもらいたい。  
「知る」参加、「いう」参加、「実践する」参加、「役割を持つ」参加。より良い職場を一緒に作り  
上げていきましょう！

## 半日有休は時給社員も対象って

ご存じですか？

今回は2020年2月から始まった「半日有給休暇制度」についておさらいします。

### ●対象者

正社員、契約社員、準社員、Bパート社員、所定労働時間6時間以上の嘱託社員

### ●取得方法

6時間未満の方は1日の有休をご活用ください

取得希望日の7日前までに理由を明記した届書を所属長へ提出し承認を得る  
※当日申請は①育児、看護②介護③本人の通院の事由のみ可能

### ●勤務時間

所定労働時間の半分をシフト勤務時間の始業前半か終業後半に  
連続しておいた時間(休憩なし、残業不可)

(例)早番(9:00~17:15)の7時間パート社員が終業後半に取得した場合

勤務時間 3.5時間 出勤時間 13:45 退勤時間 17:15

※取得日の勤務時間が所定労働時間の半分に満たない場合は取得不可  
※育児短時間中の社員は従来の所定労働時間の半分が半休取得時間

### ●取得回数

原則、期中(2月16日~翌年2月15日)10回まで(5日分)

とても便利な制度です！

正しく理解して、うまく活用してください



全然関係ありませんが、おもしろかったので(笑)

私事ではございますが、先日、半日有休を使わせていただきました。急遽お盆に息子を実家に預けられなくなり、半日保育所に預け、この制度を利用しました。このような事態に、預かってくれるところがあり、申請を受け入れてくれる職場があり、便利な制度があることに感謝しかありませんでした。いろんな方に支えられ、生活できていることをあらためて実感しました。ありがたい… 甲村

発行責任者: 安達  
編集責任者: 甲村  
☎ 0256-68-6810



アーランドグループ労働組合は  
かわいたかのり&田村まみを応援します